

平成16年商業統計調査結果

(奈良県の概要)

奈良県総務部統計課
経済調査グループ

目 次

利用上の注意	1
I 調査結果の概要	4
II 産業別統計表	
1-1 事業所数・従業者数・年間商品販売額、累年比較表(全商業事業所)	22
1-2 事業所数・従業者数・年間商品販売額、累年比較表(卸売業)	22
1-3 事業所数・従業者数・年間商品販売額、累年比較表(小売業)	22
2-1 産業小分類別の事業所数累年比較	23
2-2 産業小分類別の従業者数累年比較	24
2-3 産業小分類別の年間商品販売額累年比較	25
3 産業小分類別、従業者規模別の事業所数、従業者数、年間商品販売額	26
4 産業小分類別、開設年区分別の事業所数	34
5 産業小分類別の事業所数、従業者数、年間商品販売額、その他の収入額、売場面積	35
6 小売業の産業小分類別、セルフサービス方式採用の事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積	38
7 産業小分類別、単位当たりの従業者数、年間商品販売額、売場面積	39
III 市町村別統計表	
8-1 市町村別、業種別の事業所数	40
8-2 市町村別、業種別の従業者数	41
8-3 市町村別、業種別の年間商品販売額	42
9 市町村別、産業小分類別の事業所数、従業者数(男女)、年間商品販売額、その他の収入額、売場面積	43
IV 業態別統計表	
10 小売業の業態別事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積	93
V 立地環境特性別統計表	
11 市町村別、立地環境特性別事業所数(うち大規模小売店舗内事業所数)	94
12 立地環境特性別、事業所数、従業者数(男女別)、年間商品販売額、売場面積	95
付 錄	
産業分類対比表・商業調査票	96

利 用 上 の 注 意

I 商業統計調査について

- 1 調査の目的 商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としています。
- 2 調査の根拠 商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計23号）であり、商業統計規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されています。昭和27年に第1回調査が実施され、その後5年ごとに、平成9年までは3年ごとに、以降5年ごとの本調査と中間年（本調査の2年後）に簡易な調査を実施することとしています。
- 3 調査の期日 平成16年商業統計調査は、平成16年6月1日現在で実施しました。
なお、今回は第2回目の簡易調査であり、総務省所管の「事業所・企業統計調査」及び「サービス業基本調査」との同時実施により実施しました。
- 4 調査の範囲 商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類J—卸売・小売業」に属する事業所を対象としています。
簡易調査は民営（国・地方公共団体以外）の事業所を対象としています。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とします。しかし、民営の事業所であっても、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象としません。ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象としています。
なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節経営であっても専従の従業者がいる事業所は対象としています。
- 5 調査の項目 事業所数、従業者数、年間商品販売額、売り場面積等
- 6 調査結果の利用 国や都道府県、市区町村における経済・社会政策の立案、計画、将来展望などの基礎資料として、また、学術研究や企業活動、企業経営などのために幅広く利用されています。

II 統計表利用のための主な用語の説明

- 1 事業所（商業事業所）
商業統計調査の対象事業所のことを「商業事業所」といいます。
原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。
- 2 卸売業
主として次の業務を行う事業所をいいます。
 - ア 小売業または他の卸売業者に商品を販売する事業所
 - イ 産業用使用者（工場、鉱山、建設、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
 - ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわら等）などを販売する事業所
 - エ 製造業者が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所
 - オ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は卸売業とします。）

カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

3 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む。）又は家庭用消費のために商品を販売する事業所

イ 産業用使用者に少量又は少額の商品を販売する事業所

ウ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

エ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場で個人または家庭用消費者に販売する事業所）

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

キ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

4 従業者数

平成16年6月1日現在で、主としてこの事業所の業務に従事しているものをいい、「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいいます。

5 年間商品販売額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税を含みます。

6 売場面積（小売業のみ）

平成16年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいいます。ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていません。

III その他

1 この調査結果は、県が独自に集計したものであり、後日経済産業省が公表する確定値と若干相違する場合があります。

2 統計表中の記号については、次のとおりです。

「X」 1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿したもの。3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿しています。

「—」 皆無又は該当のないもの

「0.0」 単位未満のもの

「△」 減少したもの

3 構成比については単位未満を四捨五入したため、内訳と合計が一致しないことがあります。

4 増減率については前回本調査（平成14年6月1日現在）との比較によります。

※この調査結果についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県総務部統計課経済調査グループ

TEL0742-27-8441

別表「業態分類表」

区分	セルフ方式 (注1)	取扱商品 (注2)	売場面積	営業時間	備考
1. 百貨店	X		3000m ² 以上(都の特別区及び政令指定都市は6000m ² 以上)		「1. 百貨店」及び「2. 総合スーパー」は、産業分類「551 百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。「551百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店			3000m ² 未満(都の特別区及び政令指定都市は6000m ² 未満)		
2 その他の百貨店	○		3000m ² 以上(都の特別区及び政令指定都市は6000m ² 以上)		3000m ² 未満(都の特別区及び政令指定都市は6000m ² 未満)
2. 総合スーパー					
1 大型総合スーパー	○		3000m ² 以上(都の特別区及び政令指定都市は6000m ² 以上)		3000m ² 未満(都の特別区及び政令指定都市は6000m ² 未満)
2 中型総合スーパー					
3. 専門スーパー	○		250m ² 以上		産業分類「57D コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
1 衣料品専門スーパー					
2 食料品専門スーパー					
3 住関連専門スーパー					
うちホームセンター					
4. コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30m ² 以上250m ² 未満	14時間以上 終日営業	産業分類「57D コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店					
5. ドラッグストア	○	産業分類「601」に格付けされた事業所で、60Gを扱っていること			
6. その他のスーパー	○				「2.」、「3.」、「4.」、「5.」以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					
7. 専門店	X				
1 衣料品専門店					
2 食料品専門店					
3 住関連専門店					
561,562,563,564,569 のいずれかが90%以上					
572,573,574,575,576,577,57C,57A,57B のいずれかが90%以上					
58A,58D,58B,58C,582,591,592,599, 601,602,603,604,605,606,607,60P, 60D,60E,60F のいずれかが90%以上					
8. 中心店	X				「7.」に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店					
2 食料品中心店					
3 住関連中心店					
9. その他の小売店	X				「1.」、「7.」、「8.」以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 取扱商品欄の3桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものを使う。

(注3) 「各種商品取扱店」とは、「559その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

※上記に記載している取扱商品の分類番号の名称は、巻末の「産業分類対応表」を参照。